

掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、掛川市を全国に発信するキャラクター「茶のみやきんじろう」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を適正かつ効果的に活用するため、着ぐるみの貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第2条 掛川市が所有する着ぐるみの借受を希望する者(以下「借受希望者」という。)は、掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」着ぐるみ使用承認申請書(様式第1号)、掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」着ぐるみ借受に係る誓約書(様式第2号)(市職員が使用する場合は除く。)及び借受を希望する行事の概要がわかる資料を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(使用承諾基準)

第3条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれにも該当せず、かつ、当該使用が地域活性化又は掛川市のPRに寄与すると認めるときは、掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」着ぐるみ使用承認書(様式第3号)により着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 掛川市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき
- (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認するような誤解を与えるおそれのあるとき
- (6) 「茶のみやきんじろう」のイメージを損なうおそれのあるとき
- (7) その他使用について市長が不適當であると認められるとき

2 市長は、使用を承認しない場合、掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」着ぐるみ使用不承認通知書(様式第4号)により借受希望者に不承認通知をする。

3 市長は、承認に際し条件を付することができる。

(着ぐるみを着用する者の制限)

第4条 着ぐるみを着用する者は、原則として所管部署の職員とする。ただし、所管部署がない場合、又は、やむを得ないと認める場合は、所管部署の職員以外の者が着用することができる。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定を免除することができる。

(貸出方法)

第5条 使用承認を受け、着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、所管部署を經由して着ぐるみを借り受け、及び所管部署を經由して返却することを原則とし、その手続は、所管部署が行うものとする。ただし、所管部署がない場合は、借受者が行うものとする。

2 複数の申込があった場合は、先着順とする。ただし、掛川市が主催または共催の行事で利用する場合は、これを優先することができる。

3 着ぐるみの損傷が大きく、貸出ができない状況が発生した場合、市長の判断で貸出を終了させることができる。

(貸出期間及び申込時間)

第6条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、これを延長することができる。

2 申込、借受及び返却の日時は、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く平日の午前9時から午後5時までとし、それ以外については、市長と協議する。

(貸出料)

第7条 貸出料は、無料とする。

(損害賠償)

第8条 借受者は、着ぐるみの使用により破損又は汚損した場合、その修繕、クリーニング等に係る費用を全額負担する。

(管理者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害については、市長は一切その責めを負わないものとする。

(その他)

第10条 借受者は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。

2 借受者は、着ぐるみの使用について、別に定める注意事項を遵守して取扱わなければならない。

3 市長は、借受者が貸出要領に違反したとき、又はその他市長が不相当と認めたときは、貸出承認を取消することができる。

4 その他この要領に定めのない事項は、借受者、所管部署及び市長が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年8月12日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年6月10日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」着ぐるみ使用承認申請書

（あて先）掛川市長

年 月 日

掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」着ぐるみを次のとおり使用したいので、申請します。

なお、使用にあたっては、貸出要領を遵守します。

住所（〒 - ）		
氏名、企業・団体等の名称		代表者
担当者氏名	電話	FAX
	Eメール	

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用目的	
使用場所	
その他	

本申請にあたり、以下について誓約します。

- 1 本申込書その他提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 2 その他定めのない事項については、掛川市の指示に従います。

添付書類（必要に応じて別に添付） イベント等の内容がわかるもの

所管課	課 係 （担当： ）
-----	---------------------------------

掛川市記入欄 ※記入しないでください

連絡先	回答日	可否
掛川市役所 広報・シティプロモーション課 ティップロモーション・移住促進係 〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 電話：0537-21-1209 FAX：0537-21-1167 Email:promotion@city.kakegawa.shizuoka.jp	/	可 ・ 不可

掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」着ぐるみ借受に係る誓約書

年 月 日

（あて先）掛川市長

（申請者）
住 所
氏 名
（名称及び代表者）
担当者
連絡先（電話）
（F A X）

掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」着ぐるみの借り受けにあたり、下記のことを誓約します。

なお、万一これに違反したとき、又は市長が必要と認めた場合、貸出条件の変更若しくは貸出承認の取消し、又は損害賠償等について、市長の指示に従います。

記

- 1 着ぐるみについての要領を遵守します。
- 2 使用承認申請書その他の提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 3 使用承認申請の審査結果について、一切異議を申し立てません。
- 4 着ぐるみの使用により、破損又は汚損した場合、その修繕、クリーニング等に係る費用を全額負担します。
- 5 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害については、市は一切その責めを負わないことを承諾します。
- 6 着ぐるみを第三者に転貸しません。
- 7 飲酒を伴う親睦主体の行事には使用しません。
- 8 着ぐるみの借用前及び借用後は、市の担当者とともに着ぐるみの状態を確認します。
- 9 着ぐるみのイメージを損なう装飾品等の着用はしません。
- 10 雨天の場合、屋外で着ぐるみを使用しません。尚、屋内であっても土足での会場使用等により、著しく床が汚れている場合などは使用しません。
- 11 着ぐるみ使用後は、使用内容及び写真を添付した報告書を提出します。

様

掛川市長

掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」

着ぐるみ使用承認書

年 月 日付けで申請のあった掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」着ぐるみ使用について、貸出要領第3条第1項の規定により承認します。

承認年月日	年 月 日
承認番号	

【注意事項：貸し出し】

- ・貸し出し時は、きんじろうくんが大きいので、複数人での来庁をお願いします。
なお、来庁するにあたり、事前に時間等を連絡してください。

【注意事項：使用时】

- ・取扱いにあつては丁寧に扱い、破損、汚損、紛失等の無いように管理をお願いします。
なお、着ぐるみの着脱については外部から見えない場所で行ってください。

【注意事項：返却】

- ・着ぐるみが、汗などにより濡れた場合は、清掃、乾燥後に返却をお願いします。
その際には、返却遅延の連絡と、返却時も複数人での来庁をお願いします。
- ・また、返却後、遅滞無く使用報告書の提出をお願いします。

第 号
年 月 日

様

掛川市長

掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」

着ぐるみ使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」着ぐるみ使用については、次の理由により不承認としましたので、貸出要領第3条第2項の規定により通知します。

不承認の理由

注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）